

平群町学童保育所

しおり

平群町役場 こども支援課

TEL:0745-49-0264

FAX:0745-45-0100

目的及び運営方針

平群町学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭において保育できない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的としています。

○安心・安全

児童・保護者の方々に安心して利用して頂くために、指導員に対し、定期的な研修を実施し、指導員の質の向上を図り、施設の日々の清掃・安全点検を行い、安全な環境の中で運営を行います。

○地域と共に

地域の方々との交流を深めるために、地域団体、企業、ボランティア団体、公共施設等と連携・協力しながら様々なイベントや交流企画を実施します。

○未来のために

児童たちの自立心・感性・社会性を育むために、様々な学ぶ機会、体験をする機会を増やす季節行事やイベントを実施し、未来に繋がる礎を築きかけをつくれます。

1.場所及び連絡先

名称	場所・電話番号	定員
平群小学校 学童保育所	吉新2丁目2番13号 TEL:0745-45-2272	116名
平群北小学校 北学童保育所	緑ヶ丘1丁目4番1号 TEL:0745-45-1122	88名
平群南小学校 南学童保育所	椿井820 TEL:0745-45-0331	76名

2.対象児童

町内の小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間、家庭において保育できない方。

要件	必要書類	特記事項
就労中の場合	就労証明書（自営の場合は確定申告等の写しも添付）	就労の曜日以外のご利用はご遠慮ください。
求職活動中の場合	求職活動・起業準備状況申立書 兼 誓約書	3か月間のみ利用可能です。
産休中の場合	母子手帳の写し	出産予定日の8週間前の日の属する月から、出産日の8週間後の日の翌日の属する月まで入所可能です。

育休中の場合	就労証明書	満1歳を迎える年度の3月末まで、又は就労証明書記載の育児休業終了日の早い方まで入所可能です。
通院・入院中の場合	診断書、自立支援医療受給者証の写し 等	
在学中の場合	在学証明書 または 学生証の写し	

3.入所期間

各年度の4月1日から翌年3月31日まで

(一年ごとの入所決定となる為、毎年12月～1月に翌年度の入所申込が必要です)

4.開所時間

(1) 学校の授業日 学校下校後から午後7時30分まで。

(2) 学校の休業日 午前8時から午後7時30分まで。

(土曜保育は第1土曜、第3土曜、第5土曜のみ開所。)

・長期学校休業日早朝保育 午前7時30分から午前8時まで。

※就労証明書等の確認により、保育の必要性が確認できない場合は利用をお断りする場合があります。

※土曜日は8時開所となります。

※各開所日については、利用児童が全員下校した時点で閉所いたします。

5.閉所日

(1) 第2土曜日、第4土曜日、日曜日及び祝日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで。

(3) 自然災害等により警報が発令された時

(4) その他、平群町が特に定めた日

6.持ち物・服装

・服装(普段は学校の制服で活動します。学校休業日は、私服・運動靴でお越しください)

・カバン(普段は学校の荷物。学校休業時は、リュックサックなど両手が使用できるもの)

・帽子、水筒、学童用の上靴、ハンカチ又はタオル、着替え(パンツ・シャツ・靴下等を必要に応じて)

・その他:学校休業日は、筆記用具、勉強道具(宿題やプリント、学習帳など)、お弁当

※持ち物には、すべて必ず名前を書いてください。

※ゲーム・おもちゃの持ち込みは禁止です。(基本的に、学校へ持ってきてはいけないものは不可)

7.入退所の手続きについて

入退所の際には、下記の通り書類の提出が必要になります。

○入所時○

提出書類	・ 入所申請書、入所理由書、誓約書 ・ 保育事由確認書類（保護者全員分必要） 就労を事由に利用する場合：就労証明書 就労以外の事由で利用する場合：介護・看護状況申告書、疾病・障がい状況申告書、就学等証明書、求職活動支援機関等利用証明書 など ・ 保育料口座振替依頼書 ・ 早朝利用申込書（希望者のみ）
提出場所	こども支援課

○退所時○

提出書類	・退所届
提出場所	こども支援課または、各学童保育所

○留意事項○

- ・ 申請内容に変更がある場合には関係書類の再提出が必要になります。
- ・ 退所届の様式は平群町ホームページでもダウンロードできます。

8.保育料等について

入所児童 1 名につき 月額 5,300 円（保育料 3,000 円、おやつ代 1,800 円、教材費 500 円）

※保育料は、同一世帯において2人目 2,000 円、3人目以降0円

保育料は、毎月月末に指定銀行口座（南都銀行のみ）からの引落としとなります。

なお、月末が指定銀行の休業日の場合は、翌営業日に引落としとなります。

※欠席、中途入所、中途退所等による、減額や返金、日割り計算は行いません。途中入所の場合は、初月分は、現金または学童口座へお振込みにて納付願います。

早朝保育に係る保育料は試行実施の間、無償とします。令和 9 年度夏休みより、徴収予定です。

9.学童保育所からの下校について

- ・ 児童の安全確保のため、必ず保護者または 18 歳以上の同居家族（高校生不可）、または18歳以上で児童からみて 2 親等以内の親族が行ってください。
- ・ 習い事等で一度下校した児童を再び預かることは、安全の都合上お断りしています。

- ・ お迎えは、午後 7 時 30 分までをお願いします。遅れる場合は早めに電話にてご連絡ください。

10. 学童保育所からのおねがい

- ・ 災害時、警報発令時には、コドモンの一斉送信にて、各種緊急連絡を送信しますので、必ずご確認をお願いします。
- ・ 利用の出欠予定および下校時間等につきましては、コドモンを通じて登録してください。
- ・ 欠席・早退等ご利用予定に変更が生じた場合は、必ず学童保育所にご連絡をお願いします。
学校休業日（1 日保育）につきましては、午前 8 時 30 分までにお知らせください。
- ・ 児童の持ち物には、すべて必ずお名前の記入をお願いします。
- ・ 宿題がある場合には、学童保育所内でも時間を設けていますが、進行状況や解答の確認はしておりません。音読はご家庭でお願いします。最終確認は、各家庭でお願いします。
- ・ 咳、のどの痛み、発熱、頭痛、嘔吐、下痢などの症状がみられる場合は、症状が改善するまで登所を控えてください。また、体調がすぐれない時には、ご利用を控えてください。
- ・ 学童保育所来所時や保育中に児童が体調不良や発熱等の症状がみられた時は、保護者の方に連絡をさせていただき、お迎えをお願いすることがあります。ご協力をお願いします。
- ・ インフルエンザ、麻疹、流行性結膜炎等の感染症にかかったり、疑いのある場合には学校保健安全法第 19 条の規定により、医師の許可が出るまで登所ができません。医師の指示に従って休養するとともに、感染予防に努めてください。

11. 学童保育所のきまり ☆お子さまにお話してあげてください

- ・ 元気にあいさつをしましょう。（「ただいま」「ありがとう」「さよなら」等）
- ・ 染毛やピアス等『学校のきまり』に反することは禁止します。また、学校で禁止されているものを持ってこないようにしましょう。
- ・ 勝手に学校外へ出ていかない。
- ・ プロレスごっこや、部屋の中での逆立ちや側転などの危険な遊びはしない。
- ・ お友達と仲良く協力をしましょう。また、けんかやいじめの無いようにしましょう。
- ・ おもちゃ等の後片付けはきちんとしましょう。
- ・ 学童保育所の物は大切に使いましょう。

12. 学童保育所活動中の事故に係る保険について

学童保育所では、学童保育所活動内、家庭との往復中の万一の事故に備えて、入所されるすべての児童に対し、保険に加入します。なお、保険の掛金は、別途負担していただく必要はありません。

13.警報発令時の措置について

警報発令時は、下記の通りの対応となります。

暴風雨・大雨洪水警報等	学校の措置	学童保育所の措置
(平日)登校前に警報が発令した場合	休校 (午前7時時点)	休所 (午前7時時点)
(休日)一日保育開始前に警報が発令した場合	—	
(平日)登校後に警報が発令した場合	下校する時刻については、状況に応じて対応。	その時点で休所となります。 (登所している児童については、保護者へご連絡させていただきますので、お迎えに来ていただきます様お願いします。)
(休日)1日保育開始後に警報が発令した場合	—	

14.『コドモン』のご登録について

平群町では、入退室管理や保護者との連絡ツールとしてコドモンを利用しています。

入所決定時に登録用ID等を同封しますので、ご登録をお願いいたします

15.保育料等の口座引落について

- ・ 入所児童1名につき 月額 5,300円(おやつ代1,800円、教材費500円を含む)
- ・ 保育料は、毎月28日に翌月分の保育料を指定金融機関口座からの引落としとなります。
(28日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に引落とし)
- ・ 中途入所、中途退所等による、減額や返金、日割り計算は行いません。
(1日も利用のなかった月については、おやつ代、教材費分のみ返金)
- ・ 3ヶ月に渡り未納が続く場合には、学童保育所を退所となります。

○保育料減免制度について

教育委員会総務課にて認定する要保護・準要保護世帯の場合、保育料等が免除されます。

減免制度利用の際には、入所手続きの際に減免申請書の提出が必要となります。